

## 令和7年度第2回横須賀市空家等対策協議会

### 1 開催日時

令和8年(2026年)2月5日(木)10時00分～11時45分

### 2 場所

横須賀市役所 消防局庁舎3階 消防第2会議室

### 3 出席者

(委員)

兼子委員、増田委員、小高委員、高戸委員、小山委員、古谷委員、鈴木委員、梶谷委員、三浦委員

(事務局)

堀越まちなみ景観課長、菊池主査、村元、早川

### 4 議事

- (1) 空家等管理活用支援法人について
- (2) 本市における空き家の現状について
- (3) 特定空家等について(非公開)

### 5 当日資料

- 資料1 空家等管理活用支援法人について  
資料1-1 横須賀市空家等管理活用支援法人の指定等に関する事務取扱要綱  
資料1-2 横須賀市空家等管理活用支援法人指定方針資料  
資料2 本市における空き家の現状について  
資料3 特定空家等について(非公開)

### 6 協議内容

事務局から、当協議会委員の半数以上の出席により会議が成立している旨、傍聴人が1名いる旨を報告した。

(1) 空家等管理活用支援法人について

ア 事務局から別添「資料1」に基づき説明

イ 質疑・意見等

(高戸委員)

興味を示している団体はどのくらいあるのか。また、どのような団体なのか。

(事務局)

4団体ほど興味を示してもらっている。また、全国的に空き家に関する業務を行っている株式会社や公益社団法人である。

(古谷委員)

募集を開始の周知方法は市HP以外にあるのか。

(事務局)

市 HP 以外には当協議会の委員が属する団体に説明させてもらった。

(小高委員)

空家等管理活用支援法人に株式会社が指定されることが推測されるが、営利目的により市民の方に詐欺行為に近いことを行うような法人には気をつけて欲しい。

不動産を購入しても登記をしない法人もいると聞くので、しっかり行政としてそのような行為がされないよう注意して欲しい。

(2) 本市における空き家の現状について

ア 事務局から別添「資料 2」に基づき説明

イ 質疑・意見等

(古谷委員)

令和 7 年 4 月 1 日～令和 7 年 12 月 31 日に除却解体された 24 件は自主的に解体されたのか。

(事務局)

そのとおりである。

(古谷委員)

指導中案件の地区別件数で本庁地区が 165 件と突出しているがどう分析しているのか。

(事務局)

富士見町や汐入町のような住宅が密集し道路幅が狭い場所や階段を何段も登らないといけな場所が多いからと考えている。

また、そのような場所は、空き家の所有者が不動産屋に相談をしても断られるケースがあると聞いている。

(小高委員)

不動産屋に断られているケースの集計等はしているのか。

(事務局)

していない。

(古谷委員)

様々なデータの年間の推移がわかるような資料にして欲しい。

(事務局)

承知した。次回からは推移がわかるような資料にする。

(高戸委員)

令和 7 年 4 月 1 日～令和 7 年 12 月 31 日に除却解体された 24 件のうち解体補助金を利用されたのは何件あるのか。

(事務局)

8 件である。

(増田委員)

予算の都合などあると思うが、他自治体のように重点地域として指定した地域や、レッドゾーンに指定された地域の空き家の解体補助金を手厚くするのもありだと思う。

(兼子委員)

解体補助金がない自治体もある中、解体補助金を用意していることは市として頑張ってくれていると思う。

(3) 特定空家等について (非公開)

閉会